

高知県空き店舗対策事業費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">高知県空き店舗対策事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第3条 【省略】</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 空き店舗出店支援事業 商店街等の空き店舗を活用して行う商店街等のにぎわい創出に資する事業</p> <p>(2) 商店街等店舗兼住宅等活用推進事業 商店街等の空き店舗兼住宅等の活用推進のため、空き店舗兼住宅等の所有者が出店者に貸し出すために行う店舗の改修及び店舗部分と住居部分との機能分離等に係る事業</p> <p>(補助事業者)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 空き店舗出店支援事業 商店街等において空き店舗を活用して小売業、飲食業又はサービス業を行う出店者又は商工団体等であって、次に掲げる要件を全て満たすもの</p> <p>ア 出店しようとする店舗が、自己所有の店舗でないもの</p> <p>イ 店舗所有者と補助事業者とが、同居の親族、出資額 50 パーセントを超えるいわゆる親子会社等密接な関係にないもの</p> <p>ウ 国税、都道府県税及び市町村税並びに県に対する税外未収金債務を滞納していないもの</p> <p>エ 許認可等が必要な事業を営む場合において、該当する許認可等を取得しているもの</p> <p>オ 出店計画について、県が実施する経営指導を受け入れるもの</p> <p>カ 出店計画の策定及び出店後において、商工会、商工会議所等の経営サポートを受けるもの</p> <p>キ アからカに掲げるもののほか、知事が適当であると認めるもの</p> <p>(2) 商店街等店舗兼住宅等活用推進事業 市町村等</p> <p>(事業実施主体)</p> <p>第6条 事業実施主体は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 空き店舗出店支援事業 前条第1号の要件を満たす出店者又は商工団体等</p> <p>(2) 商店街等店舗兼住宅等活用推進事業 空き店舗所有者で、事業完了後に当該店舗部分を2年以内に出店者へ賃貸する意思があり、国税、都道府県税及び市町村税並びに県に対する税外未収金債務を滞納していないもの</p> <p>第7条～第13条 【省略】</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第14条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">高知県空き店舗対策事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第3条 【省略】</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 空き店舗出店支援事業 商店街等の空き店舗を活用して行う商店街等のにぎわい創出に資する事業</p> <p>(2) 商店街等店舗兼住宅活用推進事業 商店街等の空き店舗兼住宅の活用推進のため、空き店舗兼住宅の所有者が出店者に貸し出すために行う店舗部分と住居部分との機能分離等に係る事業</p> <p>(補助事業者)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 空き店舗出店支援事業 商店街等において空き店舗を活用して小売業、飲食業又はサービス業を行う出店者又は商工団体等であって、次に掲げる要件を全て満たすもの</p> <p>ア 出店しようとする店舗が、自己所有の店舗でないもの</p> <p>イ 店舗所有者と補助事業者とが、同居の親族、出資額 50 パーセントを超えるいわゆる親子会社等密接な関係にないもの</p> <p>ウ 国税、都道府県税及び市町村税並びに県に対する税外未収金債務を滞納していないもの</p> <p>エ 許認可等が必要な事業を営む場合において、該当する許認可等を取得しているもの</p> <p>オ 出店計画について、県が実施する経営指導を受け入れるもの</p> <p>カ 出店計画の策定及び出店後において、商工会、商工会議所等の経営サポートを受けるもの</p> <p>キ アからカに掲げるもののほか、知事が適当であると認めるもの</p> <p>(2) 商店街等店舗兼住宅活用推進事業 市町村等</p> <p>(事業実施主体)</p> <p>第6条 事業実施主体は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 空き店舗出店支援事業 前条第1号の要件を満たす出店者又は商工団体等</p> <p>(2) 商店街等店舗兼住宅活用推進事業 空き店舗兼住宅の所有者で、事業完了後に当該店舗部分を2年以内に出店者へ賃貸する意思があり、国税、都道府県税及び市町村税並びに県に対する税外未収金債務を滞納していないもの</p> <p>第7条～第13条 【省略】</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第14条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p>	<p></p> <p>文言追加 文言追加</p> <p></p> <p>文言追加</p> <p>文言追加</p>



高知県空き店舗対策事業費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧	備考
<p>(1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。</p> <p>(2) 第10条第1項ただし書各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。</p> <p>(4) この要綱、規則その他法令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p> <p>(5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。</p> <p><u>(6) 第4条第1号に掲げる事業においては、交付決定年度の翌年度から3年以内に当該店舗における営業を中止したとき。</u></p> <p>2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定の取消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。</p> <p>3 前項の規定に基づく補助金の返還及び加算金の納付については、第18条第3項の規定を準用する。</p> <p>(事業完了後の経過報告)</p> <p>第21条 第4条第1号に掲げる事業にあつては、補助事業者は、<u>交付決定年度</u>の翌年度から<u>3</u>年間、<u>当該店舗の営業状況について、別記第5号様式による実施状況報告書を4月30日までに</u>知事に提出しなければならない。</p> <p><u>2 第4条第2号に掲げる事業にあつては、補助事業者は、交付決定年度の翌年度から2年間、当該店舗の営業状況について、別記第5号様式の2による実施状況報告書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 前項の提出時期は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 9月30日現在における取組状況について10月31日までに報告</p> <p>(2) 3月31日現在における取組状況について4月30日までに報告</p> <p><u>4 第4条第1号に掲げる事業にあつては、補助事業者は交付決定年度の翌年度から3年間、当該店舗における営業の遂行が困難となった場合又は当該店舗における営業を中止し、若しくは廃止する場合は、補助事業者は別記第6号様式による報告書を速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。</u></p> <p>第22条～第24条 【省略】</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(失効期限等)</p> <p>2 この要綱は、令和<u>7</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第14条、第15条及び第20条から第22条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>(1) 不正に補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。</p> <p>(2) 第10条第1項ただし書各号のいずれかに該当したとき。</p> <p>(3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。</p> <p>(4) この要綱、規則その他法令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。</p> <p>(5) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定の取消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。</p> <p>3 前項の規定に基づく補助金の返還及び加算金の納付については、第18条第3項の規定を準用する。</p> <p>(事業完了後の経過報告)</p> <p>第21条 第4条第2号に掲げる事業にあつては、補助事業者は、事業実施年度の翌年度から2年間、事業完了後の状況を別記第5号様式の実施状況報告書により、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の提出時期は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 9月30日現在における取組状況について10月31日までに報告</p> <p>(2) 3月31日現在における取組状況について4月30日までに報告</p> <p>第22条～第24条 【省略】</p> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(失効期限等)</p> <p>2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第14条、第15条及び第20条から第22条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p>	<p>文言追加</p> <p>文言変更 文言追加 項の追加 項の変更 項の追加</p> <p>文言変更</p>

高知県空き店舗対策事業費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧	備考
<p>附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和5年4月12日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和5年4月12日から施行する。</p>	<p>文言追加</p>

高知県空き店舗対策事業費補助金交付要綱新旧対照表

新						旧						備考
別表（第8条関係）						別表（第8条関係）						
事業区分	補助事業者	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助限度額等	事業区分	補助事業者	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助限度額等	
空き店舗出店支援事業	出店者又は商工団体等（第5条第1号の要件を満たすもの）	出店者又は商工団体等（第5条第1号の要件を満たすもの）	店舗改装費 ア 内外装整備は、必要最小限度のものとし、店舗構造の変更、華美な装飾等は補助対象外とする。（建築確認が必要となる大規模修繕費及び建物の構造又は床面積の変更に伴う工事に要する経費は、対象外とする。） イ 設備及び備品は原則として補助対象外とする。ただし、改装に密着不可欠なものはこの限りでない。 ウ 空調設備、音響設備、厨房機器及び厨房内設備は補助対象外とする。	補助対象経費の2分の1以内	上限額 100万円 下限額 10万円	空き店舗出店支援事業	出店者又は商工団体等（第5条第1号の要件を満たすもの）	出店者又は商工団体等（第5条第1号の要件を満たすもの）	店舗改装費 ア 内外装整備は、必要最小限度のものとし、店舗構造の変更、華美な装飾等は補助対象外とする。（建築確認が必要となる大規模修繕費及び建物の構造又は床面積の変更に伴う工事に要する経費は、対象外とする。） イ 設備及び備品は原則として補助対象外とする。ただし、改装に密着不可欠なものはこの限りでない。 ウ 空調設備、音響設備、厨房機器及び厨房内設備は補助対象外とする。	補助対象経費の2分の1以内	上限額 100万円 下限額 10万円	
			市町村等						空き店舗所有者（第6条第2号の要件を満たすもの）			
商店街等店舗兼住宅活用推進事業	市町村等	空き店舗所有者（第6条第2号の要件を満たすもの）	店舗部分と住宅部分の機能分離にかかる経費 既存設置物の処分費 内装工事、外装工事、給排水工事、電気工事及び当該工事と一体で設置する設備 電気・ガス・水道などのメーター分離費用（子メーターの設置など） ※内外装工事は店舗を貸し出すために必要最小限度のものとし、華美な装飾等は補助対象外とする。 <u>店舗改装費（屋根改修も含む）</u>	補助対象経費の3分の1以内	上限額 100万円 下限額 10万円 （空き店舗兼住宅1件当たり） ただし、市町村の要綱で定められた補助率が3分の2以上（県補助分含む。）であり、かつ市町村の負担額が県補助額と同額以上であることを条件とする。	商店街等店舗兼住宅活用推進事業	市町村等	空き店舗兼住宅の所有者（第6条第2号の要件を満たすもの）	店舗部分と住宅部分の機能分離にかかる経費 既存設置物の処分費 内装工事、外装工事、給排水工事、電気工事及び当該工事と一体で設置する設備 電気・ガス・水道などのメーター分離費用（子メーターの設置など） ※内外装工事は店舗を貸し出すために必要最小限度のものとし、華美な装飾等は補助対象外とする。	補助対象経費の3分の1以内	上限額 100万円 下限額 10万円 （空き店舗兼住宅1件当たり） ただし、市町村の要綱で定められた補助率が3分の2以上（県補助分含む。）であり、かつ市町村の負担額が県補助額と同額以上であることを条件とする。	文言追加

※補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。

※補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。

高知県空き店舗対策事業費補助金交付要綱新旧対照表